

吉田地区廃棄物貯蔵施設利用説明会について

排水処理センター藤原 勇

消防法の指定数量によると建物の中には危険物を多量に置くことが出来ないことから改めて廃棄物集積場を利用して、屋内貯蔵庫に危険物を置くこととなった。これについては、吉田地区労働安全委員の先生および施設部企画課のご協力により利用のための申し合わせが決まり、使用に際しての説明会を6月30日に行った時の感想を交えての報告をします。なおこの報告は「山口大学の薬品庫および廃棄物貯蔵庫について」と一緒に読んでもらえればさらに理解できると思います。

吉田地区廃棄物貯蔵施設利用説明会は吉田地区労働安全委員の岩田(農)、石黒(理)、森田(教育)の先生方、農学部および人分・理の予算管理系の事務方が参加され併せて48人の参加者(内訳:理学部36名、農学部9名、教育学部3名)があった。利用の説明は最初資料に沿って、倉庫の利用方法について、保安監督者への連絡、危険物の種類、危険物を置く位置、倉庫の鍵の位置、資格について、記録簿の記入の仕方。消防法による指定数量の意味、危険物の分類、有資格者が扱える危険物について行われた(写真1)。聞き慣れない法律の用語が多いこともあって難しく感じられたかもしれない。しかしこれを機に危険物の資格獲得者が増えて日々の研究において危険物を取り扱っていることを実感してほしいと思う。資料による説明の後、実際に廃棄物集積場に行って廃液の置く位置、換気扇のスイッチ等についての説明を行った(写真2)。各研究者は廃液貯蔵庫の利用頻度については現在では具体的なことわからないが、利用することを考えて熱心に説明を聞かれていた。危険物の搬入者は見回りの当番の責務が伴うこととなることを説明した。



写真2 現場での説明の様子

ここで2つの問題点が挙げられた。第四類の特殊引火物(ジエチルエーテル、二硫化炭素等)については申告しなかったためこの貯蔵庫には保管できないことである。全く使わない溶媒ではないので、これらが混入する廃液はここには貯蔵できないので注意が必要である。

説明した時期が夏場であったこと、今まで換気扇が回っていないこともあり、内部の温度は30以上となっていた。換気扇をつけない場合、夏場は内部は30以上となり、廃液中の危険物が気体となって蒸発するかまたは容器が破裂する可能性も出てくるのが考えられる。このため換気扇は常時スイッチオンにしておくことを労働安全委員から指摘された。



申し合わせ事項を守って危険のないようまた廃液をこぼさないよう注意してここを利用してほしいと思う。参考資料として以下、吉田地区廃棄物貯蔵施設使用申し合わせ、危険物の保管配置図(図1, 2)について示す。

4. 危険物の保管配置図



写真3 吉田地区廃棄物貯蔵施設

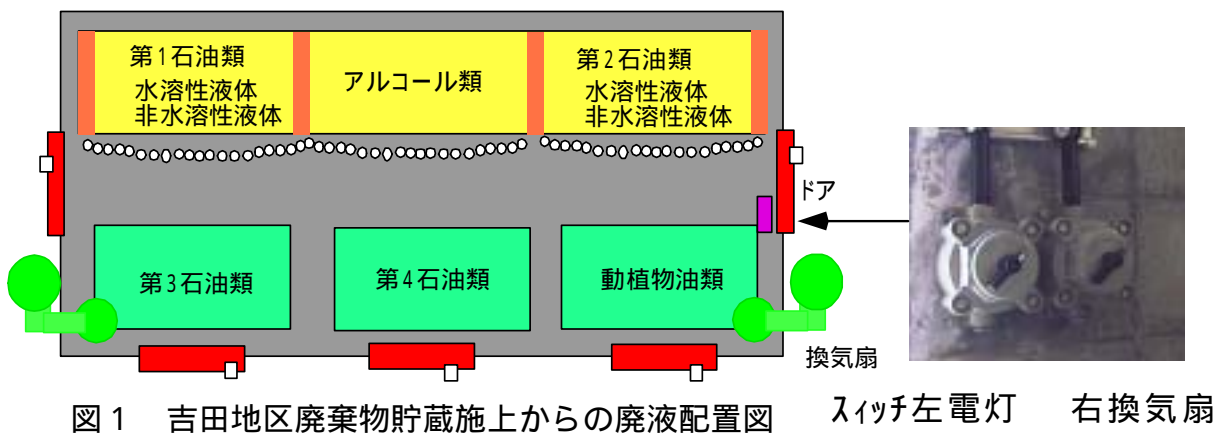


図1 吉田地区廃棄物貯蔵施上からの廃液配置図

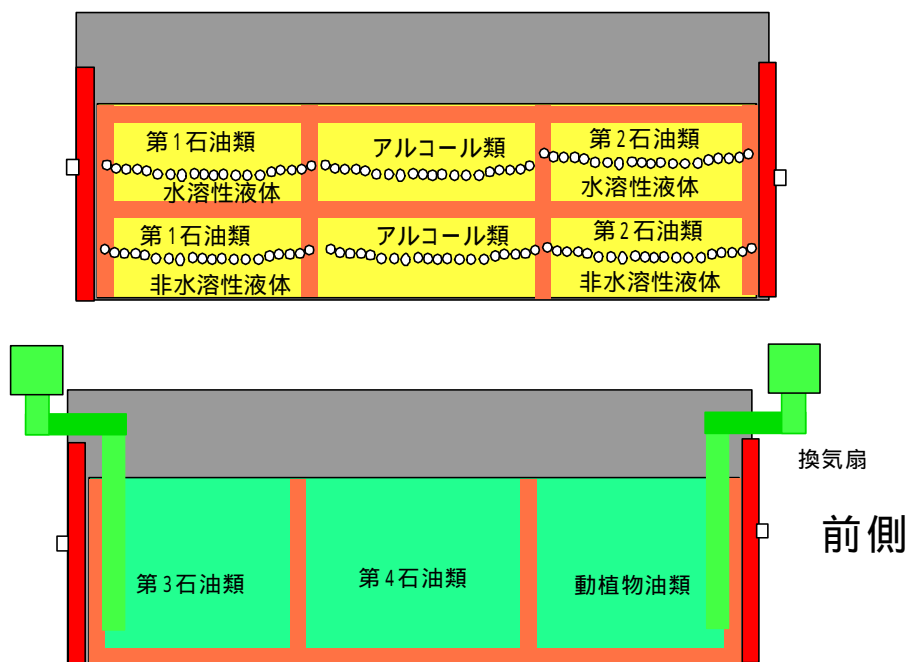


図2 吉田地区廃棄物貯蔵施横側からの廃液配置図

山口大学吉田地区廃棄物貯蔵施設使用申し合わせ

1. 吉田地区廃棄物貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
 2. 貯蔵施設に保管する危険物の指定数量は、表1に示す物とする。
 3. 貯蔵施設の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、危険物の取扱いにおける保安の監督・指導および貯蔵施設の実態を把握する。保安監督者は指定数量の数値に変更が会った場合にはその都度速やかに関連学部に連絡する。
- 表1 山口大学吉田地区廃棄物貯蔵施設の指定数量
4. 貯蔵施設を使用する者は、保安監督者に申し出た後、学部等名、責任者名、連絡先、危険物の種類および数量を連絡し、保管場所の指定を受ける。貯蔵施設の鍵は排水処理センター、理学部事務室、農学部事務室、教育学部事務室の3カ所に保管する。

類別	品名及び性質	指定数量
第4類	第1石油類 非水溶性液体	800L
	水溶性液体	800L
	アルコール類	400L
	第2石油類 非水溶性液体	100L
	水溶性液体	100L
	第3石油類	100L
	第4石油類	300L
	動植物油類	100L

5. 貯蔵施設の利用者は、使用に当たり次に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 5.1 危険物は、保管に適切な容器に学部等名、危険物の種類および数量を明記し、指定された場所に保管する。
 - 5.2 2種類以上の品名が混入している危険物は指定数量が少量の品名を記入すること。
 - 5.3 危険物の貯蔵施設への搬入の際には、保安監督者に届け出、搬入者は貯蔵施設の鍵を所属事務室に取りに行く。搬入後、搬入者は日時、学部名、危険物の種類および数量及び搬入者を搬入簿（様式1）に記録すること。搬入簿（様式1）は貯蔵施設に置く。
 - 5.4 危険物の取扱は、危険物取扱いの有資格者または、危険物取扱者の立ち会いのもとで行う。
 - 5.5 危険物取扱いの有資格者及び危険物取扱者を年度最初に保安監督者に届けておく。
 - 5.6 貯蔵施設内および周辺での火気の使用はしないこと。
 - 5.7 貯蔵施設内には指定されたもの以外は貯蔵しないこと。
 - 5.8 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。
 - 5.9 その他：わからないことは保安監督者に相談すること。

危険物については、排水処理センター規則等に基づいて行う。
6. 保安監督者は、吉田地区学内の危険物取扱いの有資格者が排水処理センター長から任命される。

平成16年度保安監督者：藤原勇 排水処理センター主任(電話 5137)とする。

平成16年4月1日

施設部施設企画課長	西幸 繁
労働安全衛生委員会	森田 俊介（教育学部委員）
労働安全衛生委員会	石黒 勝也（理学部委員）
労働安全衛生委員会	岩田 祐之（農学部委員）
排水処理センター	藤原 勇